

2007年度
京都市予算編成に対する
要求書

2006年11月15日
日本共産党京都市会議員団

京都市長
梶本頼兼 殿

も く じ

2007年度京都市予算編成に対する要求書の提出にあたって

重点要求項目

市民のくらしと営業を守り、 憲法と地方自治法を基本とする市政運営を

分野別要求項目

- 一 福祉・医療の充実を
 - 介護保険制度の抜本的な改善と高齢者福祉施策の充実を
 - 福祉・子育て支援の充実を
 - 医療・保健の充実を
- 二 どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を
- 三 青年がいきいきと住み続けられる京都市政をめざして
- 四 文化・スポーツの充実を
- 五 不況打開、 中小企業・伝統産業・商工業の振興を
- 六 観光振興策の強化を
- 七 農林業対策の充実強化を
- 八 自然と景観、 まちなみの保全を
- 九 災害につよい、 安心して住み続けられるまちづくりを
 - 地震・風水害など防災対策に万全を期すこと
 - 安心して住み続けられる住環境に
 - 上下水道事業の充実を
- 十 環境保全対策とごみ減量の推進を
- 十一 市民の交通権を保障する総合的な交通体系を
 - 公営交通を軸にした交通体系で市民の足を守ること
 - 高速道路計画を凍結・撤回し、 生活道路優先の道路整備を
- 十二 公開・民主で市民の目線にたった市政運営に
- 十三 行政の主体性を確立し、 同和行政終結を
- 十四 平和・民主主義行政の推進を

2007年度京都市予算編成に対する要求書の提出にあたって

政府は戦後最長の好景気だとしていますが、市民の生活と京都経済は引き続き深刻です。自民、公明による安倍政権が誕生しましたが、小泉「構造改革」の継続を約束しており、消費税の増税も否定していません。「骨太方針2006」では「歳出・歳入一体改革」として今後五年間で11・4兆円以上の歳出削減を行うとしています。その矛先は失業給付等への国庫負担の廃止や生活保護基準の引き下げなど社会保障制度全体に向けられており、いっそう国民に痛みを押しつける政策が継続されることは明らかです。さらに、交付税の削減や地方公務員の削減など地方自治体に対する措置は地方分権の推進と逆行するものです。国民には増税や福祉切り捨ての一方、史上空前の利益をあげる大企業への減税措置は恒常的なものとするばかりか、いっそうの優遇措置で支援するやり方を続けていますが、大企業にこそ応分な負担を求めるべきです。さらに安倍新政権は憲法と教育基本法の改定を正面から掲げ、日本の進路を大きく変えようとしていることは重大です。

本市では今年度に入り、増税と国民健康保険料・介護保険料の値上げ、家庭ごみ有料化など負担増が相次いで押し付けられ、市民の怒りは沸騰しています。さらに職員の犯罪・不祥事が多発し、京都市政に対する市民の信頼は大きく失われています。市長就任十年間で犯罪・不祥事を拡大してきた責任は極めて重大です。示された「改革大綱」の内容は、同和特別扱いと市長責任を問わないものであり、職員の犯罪・不祥事を根絶することはできません。

地方自治体の責務は「住民の福祉の増進をはかる」ことにあります。国が市民生活を破壊するような負担増を相次いで実施するも、京都市が本来の役割を発揮し、市民のいのちと暮らしを守る防波堤となるべきです。ところが本市は、財政赤字を理由に「市政改革」と称して、市民・市職員に犠牲を強いています。深刻な財政危機をまねいた原因は大型公共事業優先の市政運営をすすめてきたことにあることは明白です。

こうした下で日本共産党京都市会議員団は、来年度の予算編成にあたり

第一に、市民の暮らし・福祉を守ることを最優先とする市政運営を行うこと。中小企業を支援し京都経済の再生と活性化をはかること。

第二に、職員の犯罪・不祥事を根絶すること。いっさいの同和特別扱いを中止し、市民に信頼される市政に転換すること。

第三に、京都高速道路計画等、ムダな大型開発を凍結・撤回し、焼却灰溶融炉建設など不要不急の計画を中止すること。

第四に、地方財源の削減をすすめる新たな「三位一体改革」に反対し、自主財源拡充と地方自治の拡大をすすめること。

以上四点を基本とした転換を求めるものです。市民の暮らしと福祉を守りながら、財政再建につながる予算編成となるよう強く求め、要求書を提出いたします。

重点要求項目

(印は新規項目)

市民のくらしと営業を守り、 憲法と地方自治法を基本とする市政運営を

憲法・教育基本法の改悪に反対すること。憲法九条、憲法二十五条など、憲法を全面的に生かした京都市政をすすめること。「教育再生」と称して義務教育現場に格差を持ち込む「教育改革」に反対すること。

新たな増税や負担増を中止するよう国に求めること。各種控除の廃止・縮小や定率減税の廃止による市民税、国民健康保険料、介護保険料、保育料などへの急激な負担増に対し、独自の軽減措置を実施すること。

政府のすすめる「構造改革」に反対し、以下の項目を国に求めること。

- ・消費税増税を行わないこと。
- ・失業給付等の国庫負担金を確保すること。
- ・健康で文化的な生活が確保できる生活保護基準に引き上げ、老齢加算、母子加算を復活すること。
- ・自治体が自主的に使える財源確保の立場から、地方交付税の削減を許さず、地方への税財源移譲を行うこと。
- ・義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- ・保育所運営費の一般財源化をやめ、京都市の超過負担を解消すること。

保険証一枚で誰もが安心して医療が受けられるよう医療制度「改革」の抜本的見直しを国に求めること。

- ・窓口負担の引き下げを行うこと。混合診療を拡大しないこと。
- ・療養型病床の削減計画は中止し、診療報酬を再改定すること。
- ・リハビリ医療の診療報酬の日数上限は、ただちに撤廃すること。

国に対し、労働基準法をはじめ現行労働法制を遵守するとともに、解雇を規制し、異常な長時間労働をやめさせ、正規雇用を拡大するよう求めること。京都市が実施する雇用創出事業に対する補助制度の創設を求めること。

青年をはじめ雇用を拡大するための庁内体制をつくり、本市独自の支援制度を検討すること。

京都市市政改革実行プラン、京都市財政健全化プラン、京都市基本計画第2次推進プランは、補完性の原理、NPM理論を理念とした「新京都市都市経営戦略」にもとづくものである。市政の公的役割を大きく後退させ、市民の負担増をもたらすものであり撤回すること。

家庭ごみの有料化は中止し、ごみ減量の取り組みを市民合意ですすめること。

危機管理体制の整備にあたっては、自治体の戦争協力につながる国民保護計画ではなく、憲法と地方自治法にもとづき、市民の生命と安全・財産を守る計画とすること。「国防は最高の公共の福祉」との名目で、市民の基本的人権を制限しないこと。

公営交通事業、上下水道事業に押しつけられている「独立採算制」をやめさせるために、国に対して地方公営企業法の改正を働きかけること。高利率の企業債の借り換え枠拡大を求めること。事業を圧迫する消費税の廃止をめざし、当面、交通・上下水道事業の消費税は非課税にするよう国に求めること。

市内高速道路及び関連事業は凍結し、残る三路線は撤回すること。安全性・財政上からも問題点がある焼却灰熔融炉建設は凍結・中止すること。

景観行政をすすめる際には、中高層ビルの乱立を招いた行政の責任を明らかにし、高さ規制にとどまらず、住み続けられる住環境の整備をはかること。

指定管理者制度の安易な導入をしないこと。指定管理者の選定については、公開・公平な選定基準により行い、公共性の確保・労働法遵守と行政水準の後退をまねかないよう公的責任を果たすこと。また、教育、学問、研究活動の制約、社会保障の後退につながるような地方独立行政法人化は行わないこと。

公共事業における官製談合の徹底解明とあわせ根絶を国に求めること。同時に、京都市の公共事業における談合の発生防止のため、入札の透明性、公平性を高めること。

かくれ借金を増やし、地元中小企業の仕事の機会をうばうPFI手法を導入しないこと。市場化テスト法の具体化を行わないこと。

市職員の犯罪・不祥事を根絶し、市民に信頼される市政に転換すること。

- ・いっさいの同和特別扱いを一掃すること。
- ・部落解放同盟などとの特別な癒着構造をいっさい断ち切ること。
- ・現業部門の業務を徹底して点検・見直し、業務に見合った適正な人員配置を行い、市民サービスの向上に努めること。
- ・犯罪・不祥事を口実にした民間委託の推進計画を中止すること。
- ・職員を犯罪者扱いする服務規律チームへの警察官OB導入はしないこと。

分野別要求項目

一 福祉・医療の充実を

介護保険制度の抜本的な改善と高齢者福祉施策の充実を 高齢者の生活保障である年金の削減や新たな課税に反対し、障害者や外国籍高齢者などすべての国民・永住者を対象とした最低保障年金制度の創設を国に求めること。当面、引き下げの物価スライドを中止するよう要求すること。働く意欲のある高齢者に就労の機会を保障すること。

介護保険制度について、国に対し次のことを求めること

- ・国庫負担分の大幅な引き上げを行うこと。当面、三〇%に引き上げること。
- ・軽度認定者を保険給付から排除しないこと。車イスや特殊寝台など福祉用具を取り上げないこと。
- ・保険料、利用料の負担を軽減すること。減免制度をつくること。
- ・施設等での居住費や食費などを保険給付の対象に戻すこと。当面、軽減措置を大幅に拡充すること。
- ・施設運営の安定化と介護労働者の労働条件を守り改善するため、介護報酬を引き上げること。
- ・訪問介護における生活援助の上限を撤廃すること。
 - ・ケアマネージャーの労働条件改善と増員、当面、プラン作成の上限枠の柔軟化をはかり、「ケアマネ難民」を解消すること。
 - ・利用限度額を撤廃し、必要な介護を保険給付として保障すること。
- ・認定を本人と家族の実態と現状により見合ったものになるよう改善すること。

介護保険制度について、以下の項目について、市独自に改善をはかること。

- ・保険料・利用料の負担を軽減すること。当面、減免制度の大幅拡充をはかること。
- ・施設等での居住費や食費など新たな利用者負担に対し、軽減措置をさらに拡充すること。
- ・施設運営の安定化と介護労働者の労働条件を守り改善するため、京都市独自の支援を復活させ、強化すること。
 - ・京都市の公的な責任を明確にし、地域包括支援センターへの委託金の増額、体制の整備をはかること。福祉事務所・保健所の支援と連携を強めること。各区運営協議会にも一定数の市民公募委員を加えること。
 - ・「ケアマネ難民」の実態を把握し、ケアプラン作成に支障が生じないよう京都市が認定のための訪問調査を実施すること。
 - ・車イスや特殊寝台など福祉用具を取り上げないよう、新たな助成制度などを創設し対応すること。
 - ・訪問介護における生活援助の上限を超える時間帯については、従来通りの時間までは収入の対象となるよう対策をとること。
 - ・昼間独居の家事援助や医療機関への通院介助・院内介助等は、利用条件を大幅に緩和し、ヘルパーサービスを充実すること。
 - ・特別養護老人ホーム入所待機者の実数と実態を把握し、待機者解消のために、サービス

基盤の拡充を行うこと。

・小規模多機能型居宅介護をはじめ、地域密着型サービスを計画的に整備・拡充し、財政支援を強めるなど高齢者と家族の多様な実態に応じた介護保障をすすめること。

・事業者を対象とする狭義の相談事業にとどめず、第三者機関としての介護オンブズマン制度を確立すること。

要望の強い、高齢者いきいき銭湯助成事業を復活させること。配食サービス等生活支援事業を充実させること。

すこやかホームヘルプサービスや入浴サービスなど、介護保険外の高齢者福祉施策を継続し、充実させること。

21 老人クラブへの助成金を増額し、単位老人クラブの事業に対するいっそうの支援を行うこと。高齢者の生きがい対策を強めること。老人クラブハウス、老人園芸ひろば等、実情にあわせて箇所数を増やすこと。

23 敬老乗車証の無料化を復活すること。当面、「税制改正」による影響を被らないよう、従前の額を維持すること。すべての地域で共通化すること。

福祉・子育て支援の充実を

24 障害者自立支援法の「応益負担方式」を撤回し、従来どおりサービスが受けられるよう国に求めること。

25 施設・事業者が安定的に運営できるように報酬単価の抜本的な見直しと収入減につながる日割り計算方式の撤回を国に求めること。

26 障害者へのサービス低下を引き起こさないよう京都市独自の負担軽減策を拡充し、施設・事業者への支援を強めること。

27 自立支援医療への移行による負担増をなくすこと。

28 障害児等の相談や判定の待機状況を早期に解消すること。児童福祉・児童療育センターを増設し、利用しやすくすること。児童デイサービスへの支援を強めること。

29 障害者施策推進プランの完全達成をめざすこと。精神障害者の社会復帰・家庭復帰支援事業の取り組みを強化すること。新プラン策定にあたっては、市民のニーズと関係者の意見を十分反映すること。

30 厳しい実情に鑑み、共同作業所及び小規模授産施設の運営費及び施設整備費をさらに増額すること。

31 醍醐和光寮の建て替えをすすめるにあたっては、関係者の意見を十分に反映させ、現地で公立施設として存続させること。現施設における入所者の実態に合わせた環境改善をただちに行うこと。

32 保育料を値下げすること。第三子の保育料の無料化など複数の子どもが保育所に通っている保護者負担を軽減すること。定率減税の縮小・廃止による保育料値上げをしないこと。

33 保育所待機児を早期に解消するため、必要な地域に保育所を増設すること。

34 民間保育園の運営を支える「プール制」を堅持し、充実すること。民間保育園の一時保育、特例保育、延長保育、障害児保育の補助基準を実態に合わせ大幅に引き上げること。給食の外部委託化をすすめないこと。

35 保育基準を低下させる国の「幼保一元化」と規制緩和に反対すること。「認定こども園」は、認可保育所の市基準を下まわらないよう公的責任を果たすこと。

36 夜間・休日・病後児保育などの充実をはかるとともに、職員へのしわ寄せにならないように、体制の裏付けもあわせてすすめること。主任保育士のフリー化をすすめること。

37 京都府民間社会福祉施設職員共済会に対する補助金を増額するなど、職員の労働条件の改善に努めること。

38 昼間里親の安定的な運営を保障するため、早急に処遇を保育所なみに改善すること。

39 子育て支援対策として、ちびっ子プール運営に対しては必要な運営費を補助すること。

40 学童保育を必要とする児童の全員入所と「すし詰め」状態解消のため、当面、児童館設置目標一三〇館を早期に達成すること。また、空き教室などの積極的な活用をすすめること。利用料徴収は中止し、職員の加配、処遇改善や施設の改善をはかること。

41 共同学童保育所にたいする助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。

42 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。対象年齢を小学校卒業時まで引き上げること。

43 各区の子ども支援センターには常勤職員を配置し、子育て支援体制をいっそう強化すること。

44 児童虐待等への適切な対応ができるよう、児童福祉司の配置の改善など体制の強化をはかること。

45 児童養護施設の職員配置基準引き上げを国に求め、市独自の支援をすすめること。子どもの居室面積の拡充や、老朽化し現状に合わない一時保護所や青葉寮の建て替えなど施設設備を改善すること。里親への委託費を引き上げ、里親会への活動支援を強めること。制度の周知をすすめること。

46 請願書の採択をふまえ、国籍を問わず、無年金障害者及び無年金者などの実態把握に努めること。国に強く救済を求め、本市の独自施策を拡充すること。

47 生活保護申請の意思を尊重するとともに、法の趣旨をふまえ、生活実態に応じた懇切丁寧な窓口対応を徹底すること。必要な市民に、職権保護を含め生活保護を適用すること。保護開始に当たっての法定期限を遵守すること。夏季歳末見舞金を復活し、他都市で行っている「医療証」の発行など、生活実態に合わせた改善を行うこと。保護費決定明細書を受給者に交付すること。

48 福祉事務所の現金管理については、現場の意見を十分に聞きながら事務の適正化をはかること。

49 ホームレスの定期的な実態調査を行い、ケースワーカーによる自立支援のための働きかけを強化すること。中央保護所、自立支援センターの処遇改善と機能強化をすすめ、併せて仕事の確保に向けた公的就労の機会を保障すること。ホームレスを支援する民間団体の活動を支える財政支援を拡充すること。

50 夏季・歳末貸付資金の限度額を引き上げ、通年化すること。生活保護受給者も貸付対象とすること。生活福祉資金・母子寡婦福祉資金などの貸付にあたっては、保証人などの要件を緩和すること。

51 上下水道料金の低所得者世帯、社会福祉施設などへの福祉減免制度をつくること。

52 各内職会への支援を強め、取り組みに支障をきたすことのないようにすること。認定

基準を緩和すること。

53 児童扶養手当の拡充を国に求めること。母子家庭の自立支援事業を着実に実行するとともに、生活支援事業のいっそうの拡充を行うこと。父子家庭も含め、ひとり親家庭に対する支援を強めること。

医療・保健の充実を

54 安心して医療が受けられる国民健康保険制度に改善すること。

- ・国に対して早急な国庫補助率の引き上げを求め、必要な財源を確保すること。
- ・府補助金の増額を求めること。
- ・一般会計からの独自の繰入金を増額し、高すぎる保険料を引き下げること。現行の減免制度を拡充すること。
- ・短期証・資格証明書の交付をやめ正規の保険証を交付すること。
 - ・〇五年度から所得割がかかるようになった府市民税非課税世帯に対する三割減額を〇七年度以降も継続すること。
 - ・国の税制改定で保険料があがった世帯に、独自に減額措置を講じること。
 - ・一部負担金の減免制度を拡充すること。

55 精神・結核医療付加金を復活させ、必要な医療を保障すること。

56 国に対して「医療制度改革」法の撤回と負担増の中止を要望し、以下のことを求めること。

- ・保険外負担の拡大をやめ、保険で誰でもどんな病気でも診てもらえる仕組みを充実させること。
- ・高齢者から受診権をうばう負担増はやめること。資格証明書は発行しないこと。

57 広域連合については、市として保険料軽減と給付の改善にリーダーシップを発揮すること。資格証明書については、発行しないよう提案し、市独自にも発行しないこと。

58 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理制度の対象者を三級までに拡大し、精神障害にも適用すること。当面、在宅酸素療法の患者負担軽減のため、障害者医療費助成の対象を拡充すること。

59 子どもの医療費助成制度は、国に補助制度の創設を求めること。独自措置として対象年齢を引き上げるとともに、通院八千円の自己負担をなくすこと。

60 特定疾患治療研究事業については、希少性の要件を理由に補助対象を縮小しないよう国に求めること。

61 小児慢性特定疾患治療研究事業は、国の公費助成対象拡大を受けて、市独自にも入院期間の制限緩和や通院も対象とするなど事業を拡大すること。

62 保健所機能を低下させず、充実・強化すること。乳幼児健診や基本健診・ガン検診の受診率向上と前立腺ガンの検診など内容の充実につとめ、結核対策を強めること。乳ガン・子宮ガンの毎年検診を復活すること。

63 インフルエンザ予防接種の補助制度を拡充すること。

64 市立病院の運営にあたっては、一般会計からの必要な繰入金を確保し、医師や看護師等の増員をはかり安全な医療提供体制を整えること。市立病院の北館建て替えにあたっては、公的医療機関として、救急医療・小児医療・感染症医療など医療ニーズを十分にふま

えること。

65 市立病院の再整備にあたっては、P F I手法をとらないこと。

66 京北病院は、医師・看護師確保に全力をあげ、京北地域の拠点病院としての機能を維持・発展させること。寮の整備等具体的な対策を行い人員の確保につとめること。嘱託職員についても勤務実態に応じて正職員と同様に手当を支給すること。

67 食品への市民の不安を解消するため、食品安全監視員体制を強化し、より正確な情報提供をすすめること。B S E対策については牛の全頭検査を堅持し、要件緩和による米国からの輸入は撤回するよう国に求めること。

68 アトピー、花粉症など治療困難な疾病にたいする研究・対策を国とともに本市でも強めること。

69 衛生公害研究所は、基礎研究の充実、公害・環境・保健衛生など市民生活を守る総合的な機関となる体制や機能強化をはかること。国の残留農薬に関する新基準を満たし、違法状態を生まない検査体制を早急に確立すること。

二 どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を

70 格差をいっそう広げる教育行政はやめること。

71 特定の企業を宣伝・広告し、個人を礼賛する記述を盛り込んだジュニア日本文化検定を教育課程に組み入れないこと。

72 全国いっせい学力テストは都道府県、地域、学校をテストの点数で序列化し、子どもたちの間にいっそうの競争を持ち込むものであり実施しないこと。

73 特定業者に業務委託で取り組む中学校の「学習確認プログラム」は、新たな保護者負担となり生徒の序列化・格差化につながるものであり、中止すること。

74 総額裁量制を廃止し、学校経常費の増額・拡充で、円滑な学校運営をはかること。

75 学級編成基準を改善し、教職員定数の抜本的改正を国に求めること。すべての学校で一学級定員三〇人以下学級を早期に実現すること。

76 成果主義賃金制度の導入は行わないこと。「教育実践功績表彰」「スーパーティーチャー制度」など、教職員を管理統制し教職員集団の分断を生む教職員評価制度をやめること。

77 公教育の原点に立ち返って、現行の指導要領の押しつけをやめること。教育課程の編成は、父母、教職員の声を反映させること。学校運営をゆがめる学校管理運営規則を撤廃すること。

78 憲法に保障された内心の自由をおかす「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。

79 教職員の教育・研究の自由と自主性を保障すること。学校研究費の予算配分については公平に配分すること。

80 いじめ、不登校、学級崩壊などを正確に把握し、困難校への教員配置、相談員・スクールカウンセラーの充実など学校への支援体制を強化すること。

81 元滋野中学校でのスチューデントシティ・ファイナンスパーク事業では、「金融教育」と称して、発達段階を無視した投資「教育」を行わないこと。

82 指導主事、養護学校・市立高校の副教頭など、授業をもたない管理職を減らし、子ども

もに関わる教員の増員をはかること。

83 不安定雇用の教員に対する市独自の身分保障を行うこと。

84 専任の図書館司書の全校配置、図書整備費の増額で学校図書館の充実をはかること。

85 学校施設の耐震改修は二〇一〇年を待たず早期に完了すること。老朽校舎などの改修・整備を急ぐこと。

86 専任教員の配置による専科教育の充実をはかること。困難校加配教員の増員、養護教諭、事務職員の複数配置をはかること。市立学校の教職員配置基準を明確に示し、旧同和校にかたよった加配措置を是正すること。

87 教職員の労働安全衛生向上のため、中央安全衛生委員会を設置し、総括衛生管理者の位置づけを明確にすること。総括産業医の職場巡回の回数を増やし、五〇人以下の学校の改善をはかるために、労働安全衛生委員会を確立すること。異常な時間外勤務の実態調査を行うこと。障害児教育に携わる教職員に多い職業病対策を強化すること。

88 深刻な不況のもと、公・私立高校生、大学生の学費援助制度を創設、充実すること。

89 洛陽工業高校定時制と伏見工業高校定時制の統廃合はやめること。定時制高校の二十人学級を実現し、定員削減をやめ入学希望者の進路を保障すること。

90 京都市域の高校統廃合につながる府立高校の「高校改革」に反対すること。希望者が全員入れるよう定員を見直すこと。

91 養護学校の学校給食は、クックチル方式をやめ、自校方式に戻し充実させること。

92 一人ひとりの安全や発達に応じた学習権を保障するために、養護学校の教職員を増員すること。養護学校高等部職業科への入学希望者の受け入れ枠を拡大すること。養護学校卒業後の進路保障を支援強化すること。

93 LD、ADHDなどの対象児童生徒の実態調査を行い、学校現場に専任教員の増員を行うこと。

94 特別支援教育の実施、移行にあたっては、障害児学級を廃止しないこと。言葉の教室など通級学級の充実をはかること。

95 すべての小中学校に栄養職員を配置し、保護者、生徒の声を反映させた学校給食の改善を行うこと。

96 就学援助制度の所得基準を引き上げ、援助額の増額を行い、市独自に制服代の補助を行うこと。申請は区役所でも受け付けること。国に対して準要保護世帯への補助金復活と増額を求めること。

97 「学校放課後子ども育成事業」の検討にあたっては、現在京都市がすすめている「新
京・子どもいきいきプラン」との整合性をはかり、児童館・学童保育事業の拡充につな
がるものにする。現在、共同学童保育所が運営されている学区を「児童館や学童保育
のない地域」に含めないこと。

98 幼稚園の就園奨励金と教材費補助を増額し、基準の枠を広げること。幼稚園の高すぎる入園料を廃止すること。

99 市立小・中学校に通う児童・生徒の遠距離通学における公共交通機関の保護者負担をなくすこと。当面、補助率を拡大し、保護者負担を軽減すること。

100 老人クラブ等、子どもの安全を守る地域の自主的取り組みを支援すること。

三 青年がいいきいと住み続けられる京都市政をめざして

- 101 市独自で、青年の就職・雇用実態調査を行うこと。職業訓練、就労セミナーの開催、企業への要請などを実施し、青年の雇用創出、非正規雇用対策を行うこと。また、中・高・大学等、教育委員会と連携をはかり、労働関連諸法の周知徹底を強化すること。
- 102 青少年活動センターを全行政区に増設すること。開館時間延長・施設改善をすすめ、「ヤングジョブスポット」機能を強化し、実施箇所を拡大すること。関係機関との連携で青年の要求や悩みに応えられる相談窓口の設置など、内容を充実させること。
- 103 キャッチセールスやマルチ商法等、悪徳商法での青年の被害をなくすために、中・高・大学・専門学校などとの連携をはかり、啓発・相談活動を強めること。
- 104 青年との直接対話、青年議会の開催、インターネットの活用など、青年の意見を市政に反映させる機会を増やすこと。
- 105 青年の要望にこたえ、公園・高架下などにバスケットゴール等を設置すること。文化・スポーツ施設に青年の割引制度導入など利便性を高め、増設すること。

四 文化・スポーツの充実を

- 106 「京都市新中央図書館基本構想」にもとづき、新中央図書館を建設すること。必要な地域に地域図書館を設置し、移動図書館などを充実すること。公民館機能をもつ集会所等を建設すること。
- 107 美術館の研究棟の新設など、第二美術館整備後の計画を早期に策定すること。京都市美術館は、施設整備やギャラリー機能、ミュージアム機能の抜本的充実をはかること。美術品購入予算を増額すること。早期に文学館を建設すること。
- 108 学芸員を研究職と位置づけて処遇を改善すること。
- 109 京都会館建て替え構想には利用者の声を具体的に反映させること。
- 110 京都文化芸術都市創生計画の策定に当たり、策定協議会提言を生かして具体策を行うこと。
- ・「市民芸術広場」、各行政区の文化活動など、市民の文化芸術活動への財政的支援を行うこと。
 - ・音楽、演劇、伝統芸能などの児童・生徒・市民の鑑賞の機会を広げるため、補助制度等をつくること。
 - ・演劇や音楽活動に関し、安価に利用できる練習場を確保すること。
 - ・会館の利用時間を弾力化しリハーサル料金を設定すること。
- 111 文化財など歴史的遺産の補修・改築等への補助金を大幅に増額するよう国・府に強く求めるとともに、市の補助を拡充すること。貴重な遺跡もふくめ資料の保存と公開に努めること。
- 112 市民スポーツの振興をはかるために、
- ・各種大会、サークルへの補助金の復活などスポーツ振興予算を増額すること。
 - ・地域体育館について、現行配置計画にある左京区・中京区・洛西地域への建設を促進すること。

・第二の障害者スポーツセンターの建設を行うこと。

113 中学校夜間照明の設置をさらに拡大すること。各種運動施設の使用に当たり、幅広い市民の活用ができるよう運営を改善すること。

114 文化・スポーツ施設の増設、使用料の引き下げを行うこと。利用者の声を反映する場を設定し、改善をはかること。

115 自主的な映画制作に対する助成制度を創設するなど、日本映画発祥の地にふさわしい映画振興策を具体化すること。国の施策も積極的に活用すること。

五 不況打開、中小企業・伝統産業・商工業の振興を

116 国に対し、非正規労働者など不安定就労の拡大に歯止めをかけるよう求めるとともに、京都市独自の青年・高齢者などの就業支援を具体化すること。

117 失業者・転職者への相談窓口を設置し、公的就労制度の創設や市独自の雇用創出、企業への要請など、積極的な雇用対策に取り組むこと。

118 「たけうち」の倒産に関わる対応をとること。

・和装業界の実態調査をただちに行うこと。

・関連倒産防止・仕事激減に対応するつなぎ資金制度を創設すること。

119 引き続き原油高が市内中小企業に与える影響調査を緊急に行うこと。同時に、エネルギー転換事業の拡充を国に求めるとともに、独自の支援策を具体化すること。

120 中小零細企業を支援する「地域金融活性化条例（仮称）」を制定すること。

121 「中小企業あんしん借換融資制度」が引き続き利用できるよう、国に対し、京都市の実態が反映する基準の設定など、保証制度の柔軟な見直しを求めるとともに、府と連携し、独自の保証を行い制度の改善充実をはかること。

122 本市制度融資の保証料率「弾力化」の機械的な適用を見直し、中小零細企業に対し、いっそうの軽減措置を行うこと。

123 国における中小企業向け融資に対する信用保証制度の見直しについては、全額保証を継続するよう求めること。また、政府系金融機関の統合にともない、中小企業の融資に支障が生じないよう万全の対策を求めること。

124 仕事おこしと地域経済活性化につながる住宅改修助成制度を創設すること。

125 中小企業支援センターの機能を強化すること。

・中小企業診断士等の体制を拡充して、制度融資の円滑な実行に責任をもってあたること。

・ものづくり産業調査に基づき、事業の共同化・新規商品の開発企画、技術革新と異業種交流への支援、販路の拡大などをいっそう支援すること。

・融資あっせん業務を中小企業支援センターに復活させること。

126 中小零細企業の再生アドバイスや技術・経営支援など再生支援のための協力を地域金融機関に求めること。

127 「京都市企業誘致推進指針」については、雇用の確保や地元中小企業支援に役立つよう、抜本的に見直すこと。

128 公共事業の発注については分離発注を積極的に行い、下請けも含め地元中小業者への契約額での発注比率を高めて育成に努めること。元請けに対し、適正な下請け条件確保と

なるよう指導すること。現行の小規模修繕の参加資格要件を緩和し、手続きを簡素化することとあわせ、受注目標を設定し、実績を把握すること。

129 「京都市地域経済振興条例（仮称）」を制定し、中小企業振興に努めること。

130 繊維技術センターの老朽化した設備の更新をはかり、移転せずに現在地で建て替えること。

131 伝統産業活性化推進計画の具体化にあたっては、以下の取り組みを強化すること。

- ・市の伝統的工芸品七十二品目について実施した業界調査やものづくり産業実態調査にとどめず、市職員による実態調査を行うこと。

- ・技術の継承・後継者育成をすすめるため、適正な工賃など経営や労働環境を整えるための施策を講じること。伝統産業技術功労者功労金を復活させること。

- ・伝統・地場産業製品の海外生産・逆輸入の実態把握を行い、規制・原産国表示義務づけを国に求め、同時に本市独自の行政指導を行うこと。

- ・振興策をすすめるため、伝統産業予算を大幅に増額すること。

- ・西陣織のジャガード機の耐用状況や旧システムの更新状況等を調査し、補助金等の支援策を講じること。

- ・伝統産業に従事し、伝統技術の継承をめざす後継者育英資金の増額と対象の拡大、後継者育成機関を充実すること。また、青年技術者の育成計画をたてること。

132 まちづくり三法の改定に伴う見直しにとどめず、需給調整が可能となるよう国に求めること。事実上の大型店誘致策である「商業集積ガイドプラン」「京都市まちづくり条例」を大型店出店を規制するものに見直すとともに、大型店撤退についてもルール化をはかること。

133 大型店の出店・増床・営業時間延長などで影響を受ける商店街にたいし、小売商業調整特別措置法に基づく調整の活用を促進し、具体的な支援を行うこと。

134 商店街振興・支援にむけて、専門家の派遣指導を充実させること。商店街の専従事務局職員の養成や確保などの助成制度を創設すること。また、区役所に商工業振興対策の窓口を設置すること。

135 中央卸売第一、第二市場の役割を堅持し、活性化対策にあたっては、以下の点を強化すること。

- ・荷受業者・仲卸業者・小売店・労働者・消費者代表との協議を積極的に行うために、市場運営協議会を充実させること。

- ・使用料の値上げを行わず、卸・仲卸など、場内業者の営業を支援すること。

- ・市場内外の交通・駐車場・ごみ問題などの対策に万全を期すこと。

- ・食品衛生法の改正を踏まえ、ポジティブリスト制度に対応した万全の対策をとり、食品の安全と信頼確保に努めること。同時に、偽装表示問題の再発防止に取り組むこと。

六 観光振興策の強化を

136 新観光振興推進計画の推進にあたって、以下の取り組みを強化すること。

- ・滞在型観光客とリピーターの増加をはかるため、京都の歴史的景観や伝統的建造物、優れた芸術文化、世界遺産などを生かした観光振興対策を強化すること。

- ・車の総量を規制し、歩いて楽しむまちづくり、公共交通の充実、パークアンドライドの本格的な導入など、観光交通問題の解決に取り組むこと。
- ・体験学習プログラムの開発・充実など修学旅行の誘致対策を強化すること。

七 農林業対策の充実強化を

137 多面的な機能を持つ森林の役割をふまえ、国に対し林業基本法の理念に基づき、輸入依存政策を改め、国産材の需要拡大と木材価格の安定を強く求めること。

138 京都産材の地元利用を促進し、公共施設での利用・活用をはかること。人工林の間伐や有効活用を推進・支援すること。

139 京北地域について以下の対策を強化すること。

- ・栗尾峠など大規模に伐採された森林については、伐採後五年以降の危険な時期となるため、植林の点検を強め、防災・安全対策に取り組むこと。

- ・ワンダーランド跡地について、森林の保全と活用を基本とした一部利用計画を策定する際、関係者ならびに住民の意見をしっかり反映させること。なお、地域内のため池などの防災・安全対策をいっそう強化すること。

140 食糧自給率の向上に努めるとともに、「食品安全保障」「米の輸入自由化ストップ」などWTO農業協定の改正を国に求めること。

141 市内農家のほとんどが価格対策の対象外となる農政改革関連法は実施の延期・見直しを求めること。新たな経営対策の対象要件を大幅に緩和することとあわせ、拡充を国及び京都府に求めること。また、市内すべての農家に対して、独自の支援策を具体化すること。

142 「地酒」振興策のさらなる充実をはかり、中小酒造業支援を強めること。

143 中山間地域直接支払制度の充実を国に求めること。あわせて対象外となる集落への独自の支援策を講ずること。

144 自然循環・環境に配慮した農林業の支援策を強化すること。

- ・林業における台風被害・雪害被害対策は、植林の支援にとどまらず、倒木等の運び出しも含めた支援策を講ずること。

- ・生ごみの資源化をはかるなど、土作りと環境保全型農業を支援すること。

- ・低農薬・有機農業に転換するための支援を行うこと。

145 サル等、有害鳥獣被害対策を強めること。

八 自然と景観、まちなみの保全を

146 無秩序な「呼び込み型開発」につながる都市再生緊急整備地域については指定を解除し、住民合意のまちづくりに見直すこと。既存商店街の存続を脅かすキンピール工場跡地や京都駅南口に計画されている大型商業施設などの開発については、いったん白紙撤回を求めること。周辺住民の住環境・交通環境の悪化を生じないように規制・指導すること。

147 古都保存法にもとづく整備及び維持、管理のための財政支援・伝統的建造物の修理・修景に係わる国庫補助率の引き上げを国に求めること。「国際観光文化都市の整備のため

の財政上の措置等に関する法律」の活用をはかること。

148 景観行政をすすめるにあたっては、住民参加と合意を保障すること。

・ダウンゾーニングの具体化を都心部にとどめず、対象をさらに拡大すること。高さ規制は、安易な例外措置をもうけないこと。容積率の規制を強化すること。

・既存不適格建築物の建て替えなどの際に、居住者への支援を行うこと。

・十四の世界遺産及びバッファゾーンの保全と継承をはかること。

149 民間の指定確認審査機関が下ろした建築確認は、最高裁判所判決（〇五年六月二十四日）にあるように、行政として責任を果たすようチェック強化をはかること。

150 「京都市中高層建築物指導条例」など、紛争の解決や住環境の向上に資するための条例等にもとづき、住民の意向がまちづくりに反映されるよう、指導を積極的に行うこと。

また、対象建築物にあたる建物の解体工事に住民説明会を義務づけること。

151 京町家の保全・改修への助成措置の対象を大幅に広げるなど、支援策を抜本的に強化すること。

152 相次ぐ大型商業施設の進出を抑制できない「京都市まちづくり条例」については、住民の参加と合意を基本にして、有効な条例に見直すこと。

153 公園のない地域の解消に計画的に取り組むとともに、公園の美化・清掃回数を増やすこと。また、公園愛護会などへの補助を強めること。猫のフン対策等をさらにすすめること。

154 住民要望にこたえ必要な剪定を行い、街路樹の管理を改善すること。

155 「京都市水共生プラン」を全庁的取り組みで強めると共に、条例化し、事業者・市民の取り組みを強めること。

156 公共建築物の長寿命化にむけ、修繕を計画的に行い、更新時の延長などが行えるよう、維持・管理策を講じること。

157 法定外公共物に係わる国有財産が京都市に移管され、管理物件が大幅に増えたことに伴い、不法占用をなくすなど、維持管理に万全を期すこと。

九 災害につよい、安心して住み続けられるまちづくりを

地震・風水害など防災対策に万全を期すこと

158 学区・町内の自主防災会単位で防災カルテを活用した説明会を実施するなど、市民の防災意識の向上に努め、防災用器材の配備など援助を強めること。

159 新耐震基準後の木造住宅も耐震診断制度の対象とすること。耐震改修の助成制度は、対象を全市域に拡大すること。「危険デス」と診断された住宅にも広げ、助成額を引き上げるなど改善すること。

160 実施されていない全ての公共施設の耐震診断を早急を実施し、診断結果を公表すること。必要とされる耐震補強工事を急ぐこと。

161 民間の消防用水槽の設置に対し、助成制度をつくること。

162 消防車、消防職員、消防団など人員と装備の両面で増強し、救急隊の増隊を急ぐこと。消防職員の休憩設備の充実など労働条件の改善をはかること。

163 消防団の器具庫・詰め所などの拡充をすすめること。消防・水防団員の待遇改善にい

っそう努めること。

164 地下街・地下鉄駅などの浸水被害を防ぐため十分な対策を引き続き講じること。

165 「第十次治水五カ年計画」の策定にあたっては、「水共生プラン」を基本にして、過大でなく効果的な計画とすること。必要な河川改修をすすめ、内水災害を含め浸水常習地域の計画的な改修をすすめること。

166 雑居ビル等の設備、ビル管理など定期点検の徹底と火災予防にむけた指導を引き続き強めること。

167 住宅用火災警報器についての予算を増やし、市民の要望に応えること。低所得者や避難困難者などへの無償貸与制度をつくること。

安心して住み続けられる住環境に

168 アスベストによる健康被害の原因企業と国の対策の遅れによる責任を明らかにし、早急にすべての健康被害者の救済と今後の被害予防対策をとるよう国に求めること。京都市としての対策を行うこと。

・市営住宅を含め公共建築物のアスベスト調査の結果を公表し、除去等安全対策を講じること。

・アスベストの適切な除去が促進されるために、建築物の解体及び改修工事に対するアスベスト対策工事助成制度をつくること。

・アスベストによる健康被害防止対策として、情報提供、健康相談、診断機能・体制の整備を早急に行うこと。

169 ユニバーサルデザインを基本にした総合的まちづくりを年次計画をたて積極的にすすめること。高齢者や障害者の視点で、道路、公共交通、公共施設情報提供の分野の改善、改良を積極的にすすめること。

170 市営住宅の供給は、既存住宅の建て替えのみにとどめず、新規建設をすすめること。民間住宅の借り上げにより都心部にも市営住宅を供給すること。また、単身・母子世帯や高齢者及び障害者世帯対応などきめ細かな供給をすること。

171 公営住宅法による所得制限の緩和を、国に求めること。市営住宅の家賃制度については、応能制を原則とするよう国に求めること。また、家賃減免制度の適用期間を広げるなど充実すること。

172 グループホームなどの社会福祉事業に、市営住宅の空き家の活用をすすめること。自立支援センター退所予定のホームレスの市営住宅入居をすすめること。

173 市営住宅の計画修繕をいっそう促進すること。市営住宅のシャワーの設置や浴槽の高齢者仕様への改修を年次計画をもってすすめること。修繕の公私負担区分を見直すこと。空き家整備をいっそう促進し、空き家公募戸数をふやすこと。

174 エレベーターのない既設中層住棟の入居者の低層階への住み替え特例(住宅変更)は、エレベーター設置事業の遅れに伴うものであり、継続入居扱いとすること。

175 市営住宅の建て替えにあたっては、高齢者世帯などは従前の家賃に据え置くこと。

176 高齢者・障害者の民間賃貸住宅を含めた入居時の保証人制度など居住支援の制度を、市として創設すること。

177 住宅サービス公社の住宅供給公社への吸収合併に伴い減免手続きなど入居者サービス

が後退しないよう、区役所・出張所での窓口対応をはかるなど改善すること。民間会社への業務委託は広げないこと。市営住宅での「孤独死」をおこさないよう関係局と連携し日常訪問など万全を期すこと。

178 既設中層市営住宅への高齢者・障害者対応のためのエレベーターの設置をすすめること。設置にあたっては、新たな住民負担のないよう高齢者向け福祉対応ですすめること。

179 都市再生機構住宅の耐震補強対策を急ぐとともに、バリアフリー化など高齢者対応の修繕の促進を都市再生機構に求めること。公営住宅の借り上げ住宅として旧公団住宅空き家活用を検討すること。

180 分譲マンション住民と管理組合への支援強化を引き続きはかること。

- ・マンションの耐震診断助成制度を創設すること。築後三十年以上経過したマンションの実態調査をふまえ、支援策を行うこと。

- ・マンション共用部分のバリアフリーのための助成制度を創設すること。住宅改良融資制度を拡充し、マンションの共有部分の改修にも適用できるようにすること。

- ・戸建て住宅に比べ高くなっているマンションの固定資産税について、その算定方法の変更を国に求めること。都市計画決定で既存不適格になるマンションにあっては、不利益が生じないように検討すること。マンションの不特定多数の来訪者が利用する玄関ホールなど共用部分を固定資産税の減免対象とすること。

- ・マンション敷地内に設置されている公道を照らす防犯灯の電気代を補助すること。

- ・マンションの水道メーターの交換費用負担については、原始契約の見直しによる個別住戸と再契約などの手法で戸別メーターまで水道事業者が責任を持つこと。

- ・相談窓口の周知に努め、相談機能のいっそうの拡充をはかること。

上下水道事業の充実を

181 上下水道事業は公営を堅持し、安くて安全な水を供給すること。

182 料金滞納者については、保健福祉局との連携をさらに強め、市民生活における最低限の保障として機械的な停水措置はとらないこと。

183 水質保全をはかるため総合的な「国立水質技術研究機関」の設置・実現及び「高度浄水処理」施設への国庫補助制度の充実を国に強く求めること。

184 下水道の合流式改善や大規模雨水幹線など、上下水道事業の施設整備計画については、市民に情報を十分公開し、必要性和財政面から厳密に検討・見直しを行い、過大とならぬよう不要不急の投資を抑えること。

185 水道・下水道などライフラインの耐震対策に万全を期し、年次計画を作成すること。国にも財政措置を求めること。

186 残る周辺未給水地域の水道布設を急ぐこと。高額な住民負担がともなわぬよう簡易水道への補助制度を新設すること。

187 一般会計から下水道事業への汚水資本費補助金を引き続いて確保するとともに、増額すること。

188 上下水道局の責任で鉛管の取替えを早急に完了させること。宅地内の取替えを行うこと。

189 マンション等の増加に伴い、水質検査及び衛生確保など、貯水槽水道の管理責任に万

全を期すこと。

190 雨水貯留施設補助金を増額し、対象枠の拡大をはかるなど市民の雨水利用を促進すること。

191 弓削・京北中部地区の水道施設統合再整備に万全を期すこと。

十 環境保全対策とごみ減量の推進を

192 二〇一〇年にCO₂一〇%削減目標の達成に向け、積極的にアメリカに対し京都議定書の早期批准を呼びかけること。国に対し、産業界をふくめた削減目標達成に責任を持つよう求めること。

193 地球温暖化対策条例の具体化にあたって、温室効果ガス排出削減計画書・報告書提出の対象事業所範囲を拡大し、計画書の実効性を確保するよう指導すること。また、自動車総量規制、市民への関係資料の公表、NPO等市民との共同等具体的な対策を強力にすすめること。環境局の体制と権限を強化すること。

194 事業系一般廃棄物の分別を徹底し、減量対策を早期に具体化すること。中小零細業者の過大な負担とならないようにすること。

195 ごみ減量にあたって、次のことをすすめること。

- ・身近な回収拠点での分別品目を大幅に拡大してリサイクル率を飛躍的に向上させ、焼却ごみを大幅に減らすこと。また、缶・ビン・ペットボトルの混合収集をあらため、分別収集にすること。

- ・繰り返し利用できるリターナブルビンの普及、リサイクルプラザの設置やリサイクル情報のいっそうの普及とシステムの構築など、リデュース、リユースをすすめること。

- ・清掃工場搬入時の点検強化など、事業系ごみ対策を抜本的に強化すること。

- ・ごみ行政のあり方について行政と市民との徹底した話し合いの場を持つこと。

- ・紙、プラスチックの再生の研究をすすめること。

- ・製造から回収・処理・再生までの企業責任を明確にした法整備をすすめるよう国にはたらきかけること。

196 大岩街道周辺の土壌及び水質調査を行うとともに、周辺住民の健康診断を実施すること。特に搬出がすすんでいる岡田山の土壌調査を早急に行い、安全確認をすること。住民が安心できる将来計画をつくること。閉鎖した小型焼却炉はただちに撤去すること。

197 賀茂川上流の環境を保全するため、景観や環境を悪化させる産業廃棄物中間処理施設等をなくすとともに、京都府が策定する鴨川保全条例が実効あるものとなるよう、市の責任と役割を果たすこと。

198 野焼きや中間処理施設周辺、水垂旧処分場の土壌のダイオキシン等の汚染調査は、環境省のマニュアルに基づくモニタリング調査だけでなく、必要な箇所での独自調査を行うこと。

199 京北射撃場跡地の鉛除去に際して、府に対して徹底した除去と定期的な土壌調査を求めること。除去工事後は、一定期間の定期的な土壌と地下水調査を行うこと。

十一 市民の交通権を保障する総合的な交通体系を

公営交通を軸にした交通体系で市民の足を守ること

200 国に対して、市民の足を守るため次の点を求めること。

- ・ 交通事業にかかわる規制緩和を撤回し、公共交通を守る法改正を行うこと。
- ・ 事業の安定につながるよう市バス事業にたいする補助制度を確立すること。

201 日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。

202 市バスの事業縮小・廃止、民営化に道をひらくルネッサンスプランなどの計画は撤回して、利便性の向上や安全第一に徹すること。定員どおりの常勤職員を配置し、超勤をなくすとともに、職員の健康管理に万全を期すこと。

203 「管理の受委託」は撤回すること。委託先の労働者の労働条件・健康管理について、交通局として責任を果たすこと。

204 市バスの走行困難な箇所の改善、公共車両優先システムや専用・優先レーンなど公営交通優先の強力な交通規制を府公安委員会と協議し、責任を明確に求め、走行環境を改善すること。

205 行政区基本計画にある小型循環バスを早急に具体化し、きめ細かく市民の足を守ること。

206 市バス・地下鉄の利用促進をはかるために、次の点を実現すること。

- ・ 簡易型を含め、バスロケーションシステムを全バス停に設置すること。屋根やベンチの設置を促進すること。
- ・ 乗り継ぎ制度を大幅に改善し、料金の割引も拡大すること。乗り換え自由な時間内料金制度をつくること。

調整区間における現在の運賃・一日乗車券などサービスの格差是正をはかること。

- ・ 地下鉄各駅及び周辺部のバス停については、駐輪場の設置を検討すること。

207 市バス・地下鉄を利用する高齢者・障害者などへの対策を強めること。

- ・ 点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を促進すること。
- ・ 早期に、すべての車両をノンステップバスにすること。
- ・ モニターの常時監視と駅ホームへの安全要員の増加をはかること。
- ・ 相互乗り入れの近鉄車両における車両間転落防止装置を早急に完成すること。
- ・ 烏丸線においてもホーム柵を早急に設置すること。
- ・ 全改札を有人化し、乗車証の磁気カード化をすすめること。

208 乗客代表、市民、学者、専門家、交通労働者、行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し、市民参加の論議を行うこと。地域ごとの地域交通計画を策定すること。

209 交通職員の資質の向上をはかり、市民サービスに徹し、安全運転で市民から信頼がえられるよう努めること。

210 整備部門の強化に努め、安全運行及び安全性の向上をはかること。整備士の新規採用を実施すること。

211 地下鉄建設に対する国の補助制度を抜本的に改善するよう国に強く求めること。

212 交通需要管理施策（TDM）は、車の総量規制を軸に、観光地の交通対策、パークア

ンドライドなど、市民合意での具体化をはかること。

213 「L R T」(新型路面電車)は市民合意のもとに具体化をはかること。

214 地下鉄東西線の天神川以西の延伸については、L R T化も含めて検討すること。

高速道路計画を凍結・撤回し、生活道路優先の道路整備を

215 京都市内高速道路計画は凍結・撤回すること。

・京都市内高速道路の関連街路である鴨川東岸線の塩小路～十条間の道路整備は抜本的に見直すこと。

・西山と洛西の環境をそこなう同地域の第二外環状線の見直しを国に求めること。

216 国道九号線「西立体交差事業」は、物集女街道の立体化のみにとどめ、国に見直しを求めること。

217 生活道路の補修・改善の予算を大幅に増額し、私道舗装の新設および補修助成を三分の二に回復すること。

218 久世梅津北野線については、住民合意をつらぬき、計画を見直すこと。

219 鴨川の景観破壊・環境悪化につながり、住民合意のない三条・四条間の歩道橋は建設しないこと。

220 引き続き自転車駐輪場の整備を促進すること。自転車道のネットワークを広げるなど、市民の自転車利用を促進・援助すること。

221 淀川水系(宇治川)の堤防等に自転車専用道をつくること。

222 耐震改修の必要な橋梁については、早急に対策を講じること。

十二 公開・民主で市民の目線にたった市政運営に

223 市民サービスを後退させる局裁量枠予算の削減は行わないこと。また、各種団体に対する削減された補助金については復活させること。

224 各種審議会の構成と委員の選出にあたっては女性の登用率の目標を早期達成すること、公募枠の拡大、兼職を制限するなど、偏った構成とならないよう公正さを貫くこと。また、審議会については議事録も含め公開すること。開催の事前周知を徹底し、市民の傍聴者が極めて少数となっている現状を改善すること。

225 小学校跡地については、住民参加と合意形成のもとでの活用を基本とすること。

226 公共施設の建設や改修にあたっては、地域住民、関係する市民の意見や要望を聴くこと。

227 京都市の出資する外郭団体については、監査体制を強化し、業務委託の透明化など情報公開規定の整備を促進すること。役員会の議事録公開など全面的な情報公開を行うこと。

228 消費生活基本計画の実施にあたっては「振り込め詐欺」「架空請求」「多重債務」等の被害防止のため、啓発・相談を強めること。市民生活相談の体制・予算を増やし、対応を強めること。

229 市民の国家管理につながる「住基ネット」の稼働を中止するよう国に求めること。市独自に接続を中止し、ネットから離脱すること。

230 「きょうと男女共同参画推進プラン」の中間見直しに当たっては、市民の要求や意見

を反映させること。到達点を明らかにし、具体的な年次計画の目標を示すこと。女性管理職の登用をすすめること。機会均等法の見直しにあたり、「間接差別」禁止を国に求めること。

231 DV被害者や家族・支援者の安全と権利確保のため、保護命令申請の権限を有する配偶者暴力相談支援センターを独自に設置すること。

232 国連子どもの権利条約の内容を広く市民に知らせ、職員に周知徹底をはかること。子どもの権利条約に基づき、子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。

233 区役所・福祉事務所の相談は、個人のプライバシーが守られる相談室を確保すること。区役所・総合庁舎の会議室の一般利用を促進すること。

234 外国人市民の地方参政権をただちに実現するよう国に求めること。また、人権擁護に努めること。

235 市職員の「サービス残業」など、労働基準法違反の実態を把握し、ただちに改善すること。また依然として超過勤務の多い部署が放置されている事態を改善し、市民サービス確保のための必要な人員の配置を急ぐこと。

十三 行政の主体性を確立し、同和行政終結を

236 言論・表現の自由への介入の危険がある、人権擁護法を制定しないよう国に求めること。あわせて市条例を制定しないこと。

237 同和を足がかりにした公共事業における特定業者との癒着、優先的発注にメスを入れ、透明性を確立すること。新たな利権あさりとエセ同和行為を許さず、行政の主体性を堅持すること。いかなる名目であれ、「同和」補助金の継続を行わないこと。

238 あらゆる同和行政の継続及び同和優先施策を改めて総点検し、終結すること。

- ・自立促進援助金制度を廃止し、事業をただちにやめること。

- ・学習センターを廃止すること。

- ・市立浴場については、一般浴場との料金格差是正をすみやかに行うなど、あり方を見直すこと。

- ・改良住宅駐車場料金を適正に見直すとともに、管理運営委員会の財政管理と会計報告をきちんに行うこと。

- ・改良住宅及び付属施設の不正な使用の実態を点検し、是正すること。

- ・保健所分室は廃止すること。養正分室の無料診療行為等はただちにやめること。

239 特別対策の事実上の継続となる現在の改良住宅の建て替え計画を見直すこと。改良住宅への一般入居を大幅に促進すること。

240 コミュニティセンターなど施設の一般利用の促進をはかるため、利用申込みの格差を是正すること。休日開所など、全面開館すること。コミュニティセンターの業務の一部委託に関して特定団体に偏重しないこと。

241 「同和教育」「人権啓発」の名による市民と市職員、教職員への研修、啓発の押しつけと参加の強要をやめること。

十四 平和・民主主義行政の推進を

242 核実験強行など北朝鮮の無法行為に対しては、国際社会が一致して平和的・外交的解決をはかるよう国に求めること。

243 イラクおよびインド洋からの自衛隊の即時完全撤退を国に求めること。

244 「戦争に協力する事務は行わない」との市会決議を尊重し、有事法制の発動については反対すること。また、自治体の戦争協力と市民の人権や私有財産の侵害につながる有事法制の具体化は行わないこと。

245 日米安保条約の廃棄、米軍基地の撤去を国に求めること。核兵器廃絶の立場を明確にし、非核三原則の法制化を国に求めること。「非核平和都市宣言」に基づき、平和を守る行政の具体化をはかること。

246 「日の丸」「君が代」について、公式行事における押しつけをしないこと。

247 市公安条例は市民弾圧の不当な根拠とされたものであり、廃止すること。

248 被爆者援護と平和施策について

- ・国に対して、被爆者援護法を「国家補償にもとづく」法律とし、すべての原爆死没者に特別弔慰金を支給するよう求めること。

- ・国の補償として被爆者年金を支給するよう求めること。

- ・国に対して、原爆症認定制度を被爆の実態と現在の疾病を正しく反映したものに抜本的に改善するよう働きかけること。

- ・本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すとともに、語り部や相談活動への支援など拡充すること。

- ・高齢化がすすむ被爆者に対する実態調査を行うこと。被爆の実相普及と被爆者援護の強化のために原爆展の開催など独自の取り組みを行うこと。